

# 青森県報

第三千五百一号

平成二十四年  
二月十五日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………(同) ……一
- 公共測量の終了……………(監理課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(同) ……三

### 公 告

- 青森県労働委員会の委員の辞任に伴う補欠委員の推薦……………(労政・能力課) ……三
- 教育委員会……………(教職員課) ……四
- 青森県立学校学則の一部を改正する規則……………(教職員課) ……四

## 告 示

### 青森県告示第九十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十四年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
むつ市大畑町釣屋浜一四の一 佐藤 江美	大畑町区域	小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町大畑道二七の三 浜田 英樹	大畑町漁業協同組合の地区	
むつ市大畑町大畑道三の二 杉本 賢一	うち甲の地区	
むつ市大畑町二枚橋二四 杉本 勲	むつ市大畑町八幡湯坂、湯坂下、孫次郎間、大畑道二枚橋、釣屋	底建網漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町正津川八四 松本 順一	浜助川、赤川、涌領、高橋川、小目名村、小目名家ノ下、奈良ノ木平、添木及び袋石の区域	底建網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町正津川一の一 古村 光春	うち乙の地区	
	甲の地区を除く区域	

### 青森県告示第百号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十四年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
青森市港町三丁目一の一四 工藤 光正	青森市第三加入区
青森市合浦二丁目一六の三 近藤 善保	

青森市八重田二丁目四の八	青森市第四加入区	青森市八重田二丁目四の八	青森市第四加入区
青森市造道一丁目五の八	青森市第四加入区	山崎 忠幸	青森市第四加入区
青森市大字野内字菊川二六三	青森市第六加入区	横内 憲悟	青森市第六加入区
青森市大字野内字菊川二二三	青森市第六加入区	若木 礼次郎	青森市第六加入区
青森市大字久栗坂字山辺一〇	青森市第七加入区	和田 春夫	青森市第七加入区
青森市大字久栗坂字浜田一〇三六の二	青森市第七加入区	堤 徳治	青森市第七加入区

青森県告示第百一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間			変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	夏泊公園線	東津軽郡平内町大字茂浦字垣合六の一から東津軽郡平内町大字茂浦字前田一の四まで			前	五・六七メートルから五・八三メートルまで	五九・三〇メートル		
2	県道	夏泊公園線	東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二の一〇から東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二〇の五まで			前	七〇・三三メートルから七四・二八メートルまで	一、二〇四・二七メートル		
			後	五・八三メートルから五・六七メートルまで	後	七四・二八メートルから七〇・三三メートルまで	一、二〇四・二七メートル			

青森県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年三月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

つがる市

二 測量の種類

公共測量（空中画像デジタル撮影・写真地図作成）

三 測量の期間

平成二十三年四月十五日から平成二十四年一月三十一日まで

四 測量の地域

つがる市全域

青森県告示第百三三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	弘前鯉ヶ沢線	弘前市大字徒川端町二四の二から 弘前市大字元寺町四六の二までの上り線 弘前市大字元寺町三九までの下り線

公 告

青森県労働委員会の委員の辞任に伴う補欠委員の推薦

青森県労働委員会第四十三期委員のうち労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）宮古武が辞任することに伴い、その後任の委員を任命することになったから、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成二十四年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 推薦資格を有する労働組合

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

二 被推薦資格を有する者

候補者となる資格を有する者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者とする。

三 推薦期間

平成二十四年二月十六日から平成二十四年三月十五日まで

四 推薦方法

候補者推薦書（第一号様式）及び候補者調書（第二号様式）を所定の期日までに青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。また、候補者推薦書には、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明書を添付すること（推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したもののみを有効とする。）。

(第1号様式)

青森県労働委員会労働者委員候補者推薦書

青森県知事 三村申吾 殿

年 月 日

推薦団体  
住 所  
氏 名  
氏 名  
氏 名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、青森県労働委員会の労働者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名 年 齢 所 属 組 合 名 住 所

(第2号様式)

候 補 者 調 書

- 1 氏名及び生年月日
  - 2 本 籍
  - 3 現 住 所
  - 4 学 歴
  - 5 職 歴
  - 6 労働関係の略歴
- (主な学歴を年月日を付して記入すること。)  
(主な職歴を年月日を付して記入すること。)  
(年月日順に記入すること。)

教 育 委 員 会

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月十五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「区分を設けない課程」の下に「(以下「単位制による課程」といふ。)」を加える。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(科目履修生)

第二十三条の二 単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程であるものを置く高等学校の校長は、当該単位制による課程の聴講生として特定の科目を履修する者(以下「科目履修生」といふ。)の聴講を許可することができる。

2 科目履修生に係る単位の修得の認定については、単位制高等学校教育規程(昭和六十三年文部省令第六号)第九条第二項に規定する場合に限るものとする。

別表第一青森県立百石高等学校の項中

普通科	商業科
-----	-----

を 普通科 に改め、同表青

森県立三戸高等学校の項中

普通科	商業科
-----	-----

を 普通科 に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
  - 2 青森県立百石高等学校の商業科及び青森県立三戸高等学校の商業科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
-

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭